

# 令和6年度福岡市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 令和6年12月5日(木) 11時00分から12時10分まで

2 場 所 エルガーラホール7階 会議室1

## 3 出席者

(1) 委 員	小川 浩昭	委員(会長)	石堂 高大	委員
	緒方 豊子	委員	小野 和枝	委員
	菊池 仁志	委員	柴田 清孝	委員
	中山 幸	委員	眞鍋 博俊	委員
	山田 登三雄	委員	渡部 有紀	委員

(2) 事務局	総務企画局長	人事部長	労務課長	
	労務課給与制度係長			外2名

## 4 議事の経過

(1) 会議の開始(会長選任までの間、労務課長が議事運営を行う。)

(2) 挨拶(総務企画局長)

(3) 開催趣旨説明(人事部長)

### ① 審議会開催の趣旨

福岡市特別職報酬等審議会規則第2条第2項の規定に基づき、令和6年度の特別職の議員報酬等の状況について審議会に説明の上、議員報酬等の改定の必要性の有無について意見を聞くため、審議をお願いするもの。

### ② 前回改定以降の経緯

市長等の給料及び議員報酬の現行の水準については、平成6年2月10日の審議会答申に基づき、平成6年4月に改定したものであるが、その後、地域手当の引上げに伴う配分替えについて、平成20年12月4日の審議会答申に基づき、平成21年4月に市長等の給料の額を改定している。

(4) 資料に基づき特別職職員の報酬等の状況を説明(労務課長)

(5) 議員報酬等を改定する必要性の有無に関する協議

(6) 会議の終了(会長)

## 5 審議の内容

(1) 委員の互選により、小川委員を会長に選任

(2) 小川会長の指定により、石堂委員を会長職務代理者に選任

(3) 議員報酬等に関する審議

### ① 事務局による説明

ア 特別職報酬等審議会の設置等の根拠規定等の説明

イ 特別職に支給される給与等の種類やその水準、年収等について説明  
ウ 特別職の年間給与等の水準については、平成6年度から月例給の水準は据え置かれていたため、変動の要因は、期末手当の支給率の増減によるものである。

なお、期末手当の支給率は、国の特別職に準じているが、現時点で国の改正法が成立していないため、国の対応が確定した後、本市の対応を決定することとしている。

エ 特別職の給与等と一般職の局長級職員の給与との格差については、本年の人事委員会の勧告等を受けて、局長級職員の給与を若干引き上げることとしている。

オ 一般職全体の給与改定の状況については、前回議員報酬等の水準の改定を行った平成6年度から徐々に累積ペアが増加し、平成13年度の5.66%をピークに、その後縮小しており、令和6年度までの給与改定率の累計は5.08%となる見込みである。また、局長級職員の給与改定率の累計はマイナス2.04%となる見込みである。

カ 他の政令市と比較すると、本市の人口は20政令市中高い方から5番目であるが、市長の給料月額も9番目、議長の議員報酬は7番目等である。

なお、地域手当や期末手当を含めた年収ベースで比較した場合、市長は6番目、議長は8番目等となる。

キ 昨年の本審議会以降、政令市では3市が議員報酬等の改定を行っている。

ク 議員報酬月額総額の市民1人当たりの額は、政令市の中で6番目に低い。

ケ 本市の令和5年度の予算規模は、全会計で約2兆1,464億円であり、前年度より約3%、約620億円の増となっている。

コ 本市の市債残高は、令和6年度にはピーク時から約7,000億円減少し、約1兆8,193億円となっており、市民1人当たりの市債残高もピーク時から96万円減少し、90万円となっているが、令和4年度普通会計決算における市民一人当たりの市債残高は政令市の中で8番目に大きい状況にある。

サ 本市の令和5年度普通会計決算における人件費、扶助費、公債費を含めた義務的経費は、扶助費の増などにより増加傾向にあるが、政令市の中では4番目に割合が低い状況である。

シ 本市の令和5年度普通会計決算における歳出総額に占める人件費の割合は政令市の中で最も低い状況にある。

ス 本市の令和5年度普通会計決算における財政力指数は政令市の中で中位にある。

## ② 委員の意見

ア 物価は上昇しており、本市一般職の給与改定率の累積の状況を踏まえると、引き上げの局面にあると考える。

イ 他の政令市と比較して、本市の特別職の議員報酬等の額は概ね均衡が図られているため、据置きが適当である。

ウ 物価や税収が上昇し、一般職の給与改定率の累積も上がってきているとはいえ、一般職で最も職位が高い局長級職員の給与改定率の累積がマイナスであることや、他都市の状況を見る限り、改定をするほどの状況にはないと考える。

③ 審議・結論

審議の結果、

ア 一般職職員の給与改定状況との均衡が保たれていること。

イ 他の政令指定都市との均衡が概ね図られていること。

などの理由により、次年度において、引き続き議員報酬等の額を据え置くことが  
適当であるということを結論とする。

(2) 報告の方法

今回の結論については、事務局から市長に報告する。